

みやぎ復興定期便

3月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

県外へ避難されている皆さまへ
宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。
これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>



今後の応急仮設住宅の供与期間延長について

県では、今後の供与期間延長決定においては昨年と同様に、以下の考え方に基づき国との延長協議を進めることとしましたのでお知らせします。

■基本的な考え方

- (1) 被災者の住宅需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況がなお継続する被災市町に關しては、さらなる1年間の供与期間延長について、国と協議し、可能な限り早期に決定、公表します。
- (2) 災害公営住宅等の整備により、被災者の住宅需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況が概ね解消する市町にあっては、応急仮設住宅の供与終了を基本とします。
ただし、現在の供与期間内に住宅再建先となる災害公営住宅等が完成せず、なお恒久的住宅に入居できないなど、特定の要件に該当する方については、供与期間を延長します。(特定延長)

■特定延長により供与を延長する方の要件

- (1) 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない方
- (2) 公共事業以外で、自宅の再建(再建先・再建時期)は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない方
※住宅が不足する状況が概ね解消されるため、特定の要件に該当する者のみ供与期間を延長している市町において、災害公営住宅等の整備の関係で供与期間中に住宅再建先へ入居できない方については、供与期間を再延長する。(特定延長の再延長)

■7年目の延長について

7年目の延長については、供与期間が6年に延長されている12市町の災害公営住宅整備等の進捗等、地域の復興状況や市町の意向を踏まえ、この基本的な考え方に基づき判断していきます。また、供与終了に伴う再建支援体制の拡充等について、国と必要な協議を行っていきます。

【参考】

供与期間が6年間に延長されている市町：
石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町及び南三陸町(計7市町)

特定の要件に該当する方のみ供与期間が6年間または平成29年3月31日まで延長されている市町：
仙台市、多賀城市、亶理町、山元町及び七ヶ浜町(計5市町)

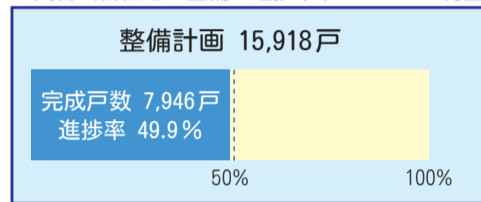
◎県震災援護室(☎022-211-3257、平日9:00～12:00・13:00～16:30)

復興の進捗状況

災害公営住宅の整備状況

宮城県内では、21市町において全部で15,918戸を整備する計画となっています。平成27年12月31日現在では、7,946戸(49.9%)が完成し、順次入居が始まっています。計画では、今年3月までに約1万戸が完成する予定です。

▼災害公営住宅の整備の進捗率(H27/12/31現在)



東松島市赤井柳の目北地区災害公営住宅(H27年7月完成)

毎月更新の「復興の進捗状況」は、県ホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/shintyoku.html>

県営住宅の入居者資格が緩和されています

宮城県内にある県営住宅の入居者を3月に募集します。東日本大震災で被災された皆さまは、県営住宅(※災害公営住宅とは異なります)への入居者資格が緩和されています。

■県営住宅とは

宮城県が建設した賃貸住宅で、住宅にお困りの方に入居の募集を行っているものです(災害公営住宅とは異なります)。県営住宅の定期入居募集は、年4回(6月・9月・12月・3月)の各上旬に行います。

■緩和される対象者(①または②)

- ①東日本大震災によって住宅を失った方(民間賃貸住宅を含む)
- ②東日本大震災の被災地域で都市計画事業等の実施に伴い移転が必要となった方

■緩和内容

- ①収入状況に関わらず応募できます。
県営住宅は本来、月額所得が15万8千円以下であることが応募の条件ですが、それ以上の所得がある方でも応募が可能です。
- ②単身で応募できます(ただし単身可能住宅に限る)。
県営住宅は本来、同居する親族がいることが条件ですが(高齢者・障害者等除く)、単身の方でも応募が可能です。

■必要な書類(①または②)

- ①住宅被災市町村が発行する住宅の滅失を証する書類(り災証明書【全壊、大規模半壊、半壊】、住宅の解体(予定)証明書【大規模半壊、半壊の方】)
- ②都市計画事業等の施行者、認定者もしくは地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書類

■注意事項

- ①県営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申し込みができなくなります。
- ②県営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ③高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で高額所得認定され住宅を明け渡ししていただくことになります。
- ④県営住宅は家賃が発生します。世帯の所得状況と立地条件・広さにより決定されます。なお、低所得の方には家賃の減額制度があります。

■申し込み用紙等の配布について

3月1日(火)から宮城県住宅供給公社、県内各市役所(区役所)、各町役場、各ハローワークなどで配布します。郵送での受け取りを希望される方は、あらかじめ240円切手を貼付した返信用封筒を下記宛に郵送してください。
宛先: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号ふるさとビル1階
宮城県住宅供給公社 入居管理課 宛

■申し込み

3月1日(火)～12日(土)(消印有効)に、募集案内に同封の申込用紙に必要事項を記入し、上記公社へ郵送。

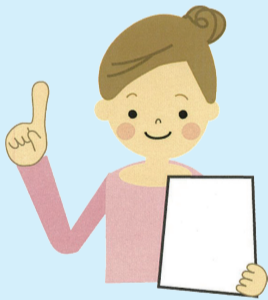
◎宮城県住宅供給公社 入居管理課(☎022-224-0014)
24時間テレホンサービス(☎022-213-1861)
県住宅課(☎022-211-3252)

被災者生活再建支援制度～申請はお済みですか？

東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。
※既に支給された方への追加支援ではありません。

■対象者

- (1) 住家が「全壊」のり災証明を受けた世帯
- (2) 住家が「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯
- (3) 住家が「半壊」のり災証明を受けた世帯で、倒壊の恐れなどやむを得ない理由で「解体」した世帯
- (4) 「長期避難世帯区域」に居住していた世帯



■支給金額

- 支援金は、次の2つの支援金の合計額となります。
- (1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)
 - (2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

	支給額		申請期間
	全壊	大規模半壊	
基礎支援金	全壊	100万円	平成29年4月10日まで
	大規模半壊	50万円	
	解体(半壊又は敷地被害でやむを得ず解体した場合)	100万円	
	長期避難	100万円	
加算支援金	建設・購入	200万円	平成30年4月10日まで
	補修	100万円	
	賃借(公営住宅を除く)	50万円	

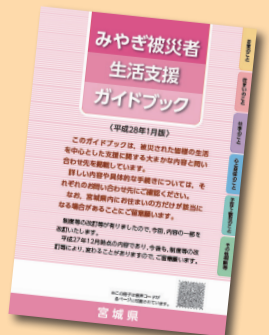
※世帯人数が1人の場合、支給額は上記の4分の3。

◎被災当時にお住まいの市町村の被災者支援担当課又は、県消防課(☎022-211-2372)

みやぎ被災者生活支援ガイドブック

県では、被災者の皆さまの生活を中心とした支援制度に関する概要と問い合わせ先を掲載した「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を毎年発行しています。このたび、制度改正等を反映した平成28年1月版を発行しました。県外に避難されている皆さまへは、2月下旬から順次直接お届けしています。お手元に届かない方は、お手数ですが下記のお問合せ先までご連絡ください。

◎県震災復興推進課(☎022-211-2408)



全国避難者情報システム登録について

東日本大震災では、多くの方が全国各地に避難されておりますが、県外に避難された方々の所在地等の把握が課題となっています。

県や避難元の市町等から、大切な情報を確実にお届けするためにも、「全国避難者情報システム」への登録をお願いします。

登録は、現在避難している市町村の担当窓口で行うことができます。また、避難先を移動された場合や、避難を終了された場合についても、避難先・避難元の両市町村への連絡をお願いいたします。

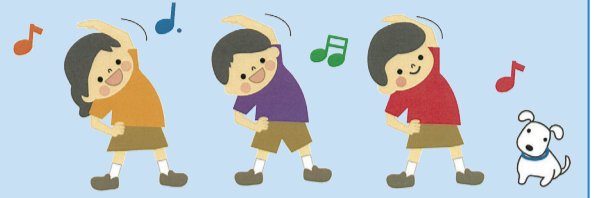
◎現在お住まいの市区町村

交流会・イベント情報

東日本大震災で宮城県外に避難された皆さまを対象とした交流会・イベント情報をお知らせします。

イベント名	日時	場所	申込み・問い合わせ先
お茶のみ交流・年度納め会 (主催：一関市社会福祉協議会)	3/16(水) 14:00～16:00	一関市総合福祉センター 4階和室 (岩手県一関市内1-36)	一関市社会福祉協議会 (菊地・佐々木・千葉) ☎ 0191-23-6020 事前申込みをお願いします
東日本⇄京都 交流・相談会 (主催：京都府避難者支援プラットフォーム)	3/6(日) 10:30～16:00 (受付10:00～)	聞法会館 3階 (京都府京都市下京区堀川通花屋町上ル)	京都府災害支援対策本部 ☎ 075-414-5930 (平日9:00～17:00)
支援情報説明会・個別相談会 (主催：一般社団法人市民ネット)	3/13(日) 10:30～14:00	エムアテイン貸会議室 5A (福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25-24 八百治ビル5階)	一般社団法人市民ネット ☎ 092-409-3891 (10:00～16:00)
みやぎの復興まちづくりパネル展 (主催：県復興まちづくり推進室)	3/1(火)～11(金) 地下鉄運行時間内 (1日は13:00から)	大阪駅前曾根崎地下歩道PRコーナー (大阪府大阪市北区梅田1丁目地内)	県復興まちづくり推進室 ☎ 022-211-3207

※予定が変更になる場合があります。
詳しくは問い合わせ先にご確認ください。



宮城県内のイベント情報

宮城県内で開催されるイベント情報をお知らせします。

県内で開催される東日本大震災犠牲者の追悼式

東日本大震災から5年となる平成28年3月11日(みやぎ鎮魂の日)に開催が予定されている追悼式典についてお知らせいたします。

市町	時間	場所	お問い合わせ先
仙台市	14:20	宮城野体育館(元気フィールド仙台内)	022-214-1145
石巻市	14:40	石巻市河北総合センター(ビッグバン)	0225-95-1111
塩竈市	14:30	塩釜ガス体育館	022-355-5007
気仙沼市	14:30	気仙沼市総合体育館(ケー・ウエーブ)	0226-22-6600
名取市	14:30	名取市文化会館	022-724-7140
岩沼市	14:30	岩沼市民会館	0223-22-1111
東松島市	14:30	東松島市民体育館	0225-82-1111
亘理町	14:30	亘理町中央公民館	0223-34-1111
山元町	14:30	山元町体育文化センター	0223-37-1111
七ヶ浜町	14:45	七ヶ浜国際村	022-357-7436
女川町	14:00	女川町総合体育館	0225-54-3131
南三陸町	14:30	南三陸町総合体育館(バイサイドアリーナ)	0226-29-6451

式典の詳細は、各市町へお問い合わせください。
※市町村によっては、これら以外の行事も開催される場合があります。

県では、次のとおり追悼献花・記帳所を設置します。

時間	設置場所	お問い合わせ
9:00～17:00	県庁(行政庁舎)、県大河原合同庁舎、県大崎合同庁舎、 県総合運動公園総合体育館	県危機対策課 ☎ 022-211-2375

3月に開催される観光イベント情報

イベント名	開催月日(曜日)	会場	お問い合わせ先 電話番号
樹水の家めぐり	1/1(金)～3/6(日) 全日17:30出発、 18:40戻り	みやぎ蔵王すみかわスノー パーク(蔵王町)	みやぎ蔵王スキー場すみか わスノーパーク ☎ 0224-87-2610
くらっば みんなの ひな祭り	2/27(土)～3/13(日) 9:00～17:00(※月曜休館)	東松島市蔵しっくパーク ひと・まち交流館(東松島市)	蔵しっくパーク 東松島市 ひと・まち交流館 ☎ 0225-84-1770
極上!三陸ワカメ 収穫体験2016	3/6～4/24までの日曜日 9:30～11:30 (海の状況により屋内体験のみ場合あり)	歌津泊浜地区(南三陸町)	南三陸町観光協会 ☎ 0226-47-2550
マリナル女川おさ かな市場 かに祭り	3/12(土)～13(日) 10:00～15:00	マリナル女川おさかな市場 (女川町)	マリナル女川事業協同組合 ☎ 0225-54-4714
伊達なわたりまるご とフェア	3/13(日)9:30～14:30	亘理町佐藤記念体育館、中央 公民館前駐車場ほか(亘理町)	亘理町商工観光課 ☎ 0223-34-0513

各種相談窓口

東日本大震災で避難された皆さまのお悩み等にお応えする相談窓口をご紹介します。

避難生活全般や帰郷に関する相談

窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先
宮城県東京事務所 県外避難者支援員	県外避難者支援員が関東地方 にお住まいの避難者の皆さまが 抱える避難先でのお悩みや、帰 郷に関する相談に応じます。	月～金(祝祭日除く)9:15～17:30 ☎ 03-5212-9045
宮城県大阪事務所 県外避難者支援員	県外避難者支援員が関西地方 にお住まいの避難者の皆さまが 抱える避難先でのお悩みや、帰 郷に関する相談に応じます。	月～金(祝祭日除く)9:15～17:30 ☎ 06-6341-7905
よりそいホットライン (一般社団法人社 会的包摂サポート センター)	専門の電話相談員が、住まい・仕 事・お金・人間関係・放射能に関 するお悩みなど、どんな相談に も応じます。	岩手県・宮城県・福島県内にお住まいの方 毎日10:00～22:00 ☎ 0120-279-226 岩手県・宮城県・福島県以外の地域にお 住まいの方 毎日10:00～22:00 ☎ 0120-279-338

心の健康に関する相談

窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先
「いのちの電話」フ リーダイヤルの日 (一般社団法人日 本のちの電話連盟)	「いのちの電話」では、毎月10 日にフリーダイヤル(無料)の 電話相談を受け付けています。 「いのちの電話」は、生活の困難 やこころの危機を抱えながら誰 にも相談できないで一人で悩ん でいる人のための相談電話です。	毎月10日の8:00～ 翌日8:00まで ☎ 0120-738-556
こころの健康相談 統一ダイヤル (内閣府)	「こころの健康相談統一ダイヤ ル」は、心の悩みに関する公的 な相談窓口です。全国共通の電 話番号に電話すれば、電話をか けた所在地の公的な相談機関に 接続されます。	受付時間は地域により異なります。 ☎ 0570-064-556 (※PHS電話、IP電話、プリペイド式 携帯電話、列車公衆電話、海外からは接 続できません。)
東日本大震災心の 相談電話(一般社 団法人日本臨床心 理士会)	被災に伴う精神的な悩みに関 することや、原発損壊に伴う各 種不安等について、臨床心理士 が相談に応じます。	月・火・木・金の19:00～21:00 ☎ 0120-719-789(03-3813-9960)

みやぎの風景

宮城県内の復興の様子をご紹介します。

※写真提供 仙台市・石巻市



11/3石巻市新市街地5地区まちびらき(石巻市)※



11/15国道108号花淵山バイパス開通(大崎市)



12/6仙台市地下鉄東西線開通(仙台市)※



12/23商業エリアまちびらき(女川町)

ご意見をお寄せください

「ご意見等記入用紙」と「返信用封筒」を同封していますので、ご意見や感想などをお寄せ下さい。みやぎ復興定期便の充実に向けて活用させていただきます。また、今後の送付を希望しない場合は、「ご意見等記入用紙」でお知らせ下さい。(発行スケジュールの都合により、不要のご連絡を頂いた方にも1～2号程度続けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。)